

久保田かずえ町議は、2013年6月町議会において、子どもの学ぶ問題や勤労者体育センターの耐震化対策などについて一般質問を行いました。

## 就学援助申請は民生委員の意見不要

久保田かずえ町議

第一に、子供の就学支援などについて。

日本国憲法では第26条に「全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」とあり、学校教育法では「経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とある。川棚町の児童生徒の学びを充実させるために次の点について尋ねる。



久保田かずえ町議

「民生委員の意見は不要」という文言を削除する考えはないか。

2、就学援助希望申請書の提出期限は、現在年1回となっている。子どもの学びの環境の変化に対応するために随時受け付けとする考えはないか。

3、2011年度から、就学援助にクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の支給内容が拡大された。しかし、準要保護の国庫補助が廃止され準要保護の補助は地方交付金の一般財源化されたために、新3項目が実施されていない。本町として、対応する考えはないか。

4、命を守る最後の砦である生活保護制度。安倍政権は利用者の生活実態をみないまま生活扶助基準の引き下げなどで、保護費を削減する方針である。

引き下げは10%を上限に平均6・5%、96%の世帯が減額さ

れます。これは、就学援助制度にも大きく影響し、準要保護世帯で打ち切られる世帯が出てきます。

準要保護の給付額を現在の基準1・3倍を引き上げる考えはないか。



5、教育基本法第4条では「全ての国民は等しくその能力に応じて教育を受ける機会を与えなければならない」とあり、性別、社会的身分、経済的地位、または門地によって教育上差別されてはならない」とある。また、奨学金制度では、経済的理由によって就学が困難であれば、だれでも教育の機会均等を図ることを目的としている。

本町の奨学金制度の貸付資格には5つの項目があり、特に3番目に「品行方正、学業優秀、身体の強健なもの」とある。教育基本法、奨学金制度の精神から逸脱しており、削除する考えはないか。

6、奨学金の償還期限を見直す考えはないか尋ねます。

### 教育長

一点目の①について現在、民生児童委員の意見を求めて就学援助申請を認定することは行っていない。したがって公式ウェブサイトの中の「民生児童委員の意見を求める」は、実態にそぐわないものであり早急に削除するように指示した。

実態に即した見直しを行っていないかった。

②点目について、在学児童生徒については4月の教育委員会会議で認定している。また、転入生等、中途申請の必要性が生じた場合には、学校で随時受け付け、直近の教育委員会において認定を行っている。

したがって、就学援助の随時受け付けは、現在も行っている」と認識している。

③点目、平成22年度の制度改正によりPTA会費、クラブ活動費、生徒会費が追加されている。しかし、準要保護者の就学援助は平成17年度に国の援助が廃止され市町村への地方交付税措置となり、国庫補助対象事業から外された。また、準要保護児童生徒の認定者数は、この10年間で約1・5倍の181名と年々増加傾向にある。

したがって、まずは現行水準を維持することが大事であり、支給内容の拡大は難しい。拡大する考えはない。

④点目、川棚町の現在の基準1・3倍は決して厳しい基準ではない。

準要保護児童生徒の認定数は、年々増加傾向であり、これ以上引き上げるとは財政的に非常に厳しい。基準を引き上げる考えはない。

⑤点目、本町の奨学金は、教育基本法第4条第3項の「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難なものに対して奨学の措置を講じなければならない」との規定に基づいて、金銭の貸与を行う制度である。昭和39年に書かれた条例であり、社会情勢なども当時とは変わっており奨学金の主旨を活かしつつ現状に即した表現を今後検討したい。

⑥点目、奨学金の貸与者が社会人になってから償還が始まることになっており、月額も高いもので月額9千円である。特別な事情があるものに対しては2カ年以内の償還期間延長の規定もある。よって今のところ現状の制度で問題はな